

栃木県最低賃金及び業務改善助成金の周知広報について(依頼)  
～栃木県最低賃金が時間額 954 円に改定されました。～

栃木労働局長より、令和5年9月20日付け栃労発基 0920 第1号「[栃木県最低賃金及び業務改善助成金の周知広報について\(依頼\)](#)」をもって、今般、[栃木県最低賃金について、令和5年10月1日から、時間額 954 円に改正発効](#)（改正前の栃木県最低賃金に比し、41 円の引上げ）されること。

また、厚生労働省では、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金の引き上げを支援する「業務改善助成金」について、令和5年8月31日より制度が拡充され利用されやすくなっていること。

以上、栃木県内で事業を営む全ての使用者及び事業場で働くすべての労働者に適用される点等を踏まえ、速やかな周知広報の依頼がありました。

- [令和5年度業務改善助成金のご案内](#)